

御坊市まちのあかり(飲食店等)支援事業給付金

商工振興課
☎0738-23-5531

市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている、飲食事業者・旅行事業者の事業継続に向けた取り組み等に対する支援として給付金を支給します。

◇給付対象者

飲食業…市内で飲食業を営む次の法人または個人事業主

- ・市内に本店を有する法人
- ・市内に店舗を有する個人事業主

※個人事業主の住所要件は問いません。

旅行業…市内で旅行業を営む営業所を有する法人または個人事業主



◇給付条件

飲食業…次の①・②、及び、以下の**共通条件の全て**に該当すること

- ①食品衛生法における「飲食店営業」または「喫茶店営業」許可を受けた者
- ②店舗で調理した飲食料品が、店舗内の常設された客席等で飲食されること

※コンビニエンスストア（イートインを含む）、移動販売（キッチンカー）、露店営業、企業・学生食堂等は対象外となります。

旅行業…次の①、及び、以下の**共通条件の全て**に該当すること

- ①旅行業法に基づく、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた者

共通条件…令和2年12月1日時点で営業を行っている者、または、令和3年3月31日までに営業を開始した者
・国民健康保険税を含む市町村税の滞納がないこと

※令和元年12月末日までに納期が到来した市町村税に限る。

◇給付金額

飲食業…1店舗につき30万円 **旅行業**…1営業所につき30万円

◇申請期限

令和3年5月31日（月）

◇申請書類

申請書は、商工振興課（市役所4階）、市ホームページから取得できます。

申請書に押印（個人事業主：認印、法人：法人の代表者印）のうえ、下記の必要書類とあわせて、商工振興課まで提出してください。

◇必要書類

| | 個人事業主 | 法人 |
|------------|---|---|
| 飲食業 | <ul style="list-style-type: none">・飲食店営業許可証、または、喫茶店営業許可証の写し・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等）・申請者本人名義の預金通帳の写し | <ul style="list-style-type: none">・飲食店営業許可証、または、喫茶店営業許可証の写し・法人名義の預金通帳の写し |
| 旅行業 | <ul style="list-style-type: none">・旅行業法に基づく登録票の写し・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等）・申請者本人名義の預金通帳の写し | <ul style="list-style-type: none">・旅行業法に基づく登録票の写し・法人名義の預金通帳の写し |

※個人事業主の方で、市外に住民登録がある場合は、完納証明書等、市町村税の滞納がないことが分かる書類もあわせてご提出ください。

◇申請・問い合わせ先 商工振興課 ☎0738-23-5531



◀市ホームページ

詳細については、市ホームページをご確認いただくか、商工振興課までお問い合わせください。

